

一関市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正
する条例

一関市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 17 年一関市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 条中「第 14 項及び第 15 項」を「第 14 項から第 16 項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条、第 3 条（見出しを含む。）第 4 条、第 5 条、第 6 条（見出しを含む。）及び第 7 条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 8 条 政務活動費は、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第 9 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 10 条第 1 項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「及び議員は、政務調査費」を「又は議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「4 月 30 日」を「4 月 15 日」に改め、同条第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 11 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 8 条の用途基準により」を「第 8 条に規定する経費の範囲に基づいて」に改める。

第 13 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「事項は、」の次に「市長が」を加え、同条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（透明性の確保）

第 13 条 議長は、第 10 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研 修 費	研修会の開催に要する経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費。
広 報 費	活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請、陳情活動に要する経費
会 議 費	各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一関市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の一関市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

一 関市議会基本条例の一部を改正する条例

一 関市議会基本条例（平成 19 年一関市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第 1 項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。

一 関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一 関市議会委員会条例（平成 17 年一関市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。

一 関市議会会議規則の一部を改正する規則

一 関市議会会議規則(平成17年関市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録(第78条 第82条)」を「第9節 公聴会、参考人(第78条 第84条)」に、「第83条 第87条」第10節 会議録(第85条 第89条)」を「第90条 第94条」に、「第88条 第104条」を「第95条 第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条 第118条」を「第114条 125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条 第131条」を「第128条 第138条」に、「第132条 第138条」を「第139条 第145条」に、「第139条 第143条」を「第146条 第150条」に、「第144条 第151条」を「第151条 第158条」に、「第152条 第157条」を「第159条 第164条」に、「第158条」を「第165条」に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第167条」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第27条中「(選挙の宣告)」を削る。

第37条第1項中「第134条(請願の委員会付託)」を「第141条」に改める。

第44条第2項中「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第64条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第74条中「第27条(議場の出入口閉鎖) 第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検) 第29条(投票) 第30条(投票の終了) 第31条(開票及び投票の効力)」を「第27条から第31条までの規定」に改め、「(選挙結果の報告)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第160条を第167条とする。

第8章中第159条を第166条とする。

第7章中第158条を第165条とする。

第6章中第157条を第164条とし、第154条から第156条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第160条とする。

第152条第2項ただし書中「(秘密の保持)」を削り、「第106条(秘密の保持)第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第159条とする。

第5章中第151条を第158条とし、第144条から第150条までを7条ず

つ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とする。

第142条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第149条とする。

第141条を第148条とし、第140条を第147条とし、第139条を第146条とする。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第130条を第137条とし、第129条を第136条とする。

第128条中「第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)第29条(投票)第30条(投票の終了)第31条(開票及び投票の効力)」を「第28条から第31条までの規定」に改め、「(選挙結果の報告)」を削り、同条を第135条とする。

第127条を第134条とし、第121条から第126条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第2章第2節中第104条を第111条とし、第99条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とする。

第97条を第104条とし、第88条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第81条を第88条とする。

第80条中「(発言の取消し又は訂正)」を削り、同条を第87条とする。

第79条を第86条とし、第78条を第85条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 79 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 81 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 82 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 83 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 84 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 81 条、第 82 条及び前条の規定を準用する。

別表中「(第 158 条関係)」を「(第 165 条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。

また、生徒一人当たりにかかる教育費が、公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう、次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年12月7日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
岩手県知事 殿